

介護分野の研修・資格取得等の費用を助成

筑後市内の介護サービス事業等で働く皆様を対象に、研修費用や資格取得にかかる費用の 1/2 を市が助成します。（上限あり）

介護職員・介護福祉士

名称	補助対象経費の上限額	補助上限額
介護職員初任者研修	60,000 円	30,000 円
介護福祉士（国家資格）	40,000 円	20,000 円
介護福祉士実務者研修	150,000 円	75,000 円

介護支援専門員

名称	補助対象経費の上限額	補助上限額
介護支援専門員（公的資格）	40,000 円	20,000 円
介護支援専門員実務研修	58,000 円	29,000 円
介護支援専門員専門研修Ⅰ	38,000 円	19,000 円
介護支援専門員専門研修Ⅱ	28,000 円	14,000 円
介護支援専門員更新研修（前期）	38,000 円	19,000 円
介護支援専門員更新研修（後期）	28,000 円	14,000 円
介護支援専門員更新研修（未経験者）	38,000 円	19,000 円
介護支援専門員（再研修）	38,000 円	19,000 円

※国、県、他自治体等から同様の給付金を受け取っている場合は、それらを控除した額の 1/2 を支給

対象要件

- ・申請時に筑後市内の事業所に勤務していること
- ・上記研修（資格取得含む）を受講し、研修修了又は資格取得後 1 年以内に申請すること
- ・令和 8 年 4 月 1 日以降に開始されたもの

対象経費

- ・各種研修の受講料、教材費
- ・介護福祉士や介護支援専門員の試験に向けた講座の受講料、受験手数料、模擬試験の費用

申請に必要な書類

（事業所が取りまとめる場合）

- ・申請書兼請求書（様式第 1 号）
- ・実績報告書（様式第 3 号）
- ・領収書の写し（補助対象研修の受講料、受験手数料、模擬試験費用）
- ・研修修了証の写し（研修講師）
- ・介護福祉士登録証の写し（介護福祉士）
- ・介護支援専門員証の写し（介護支援専門員）
- ・補助対象経費を本人に代わって事業者が負担している場合は負担していることが分かる書類

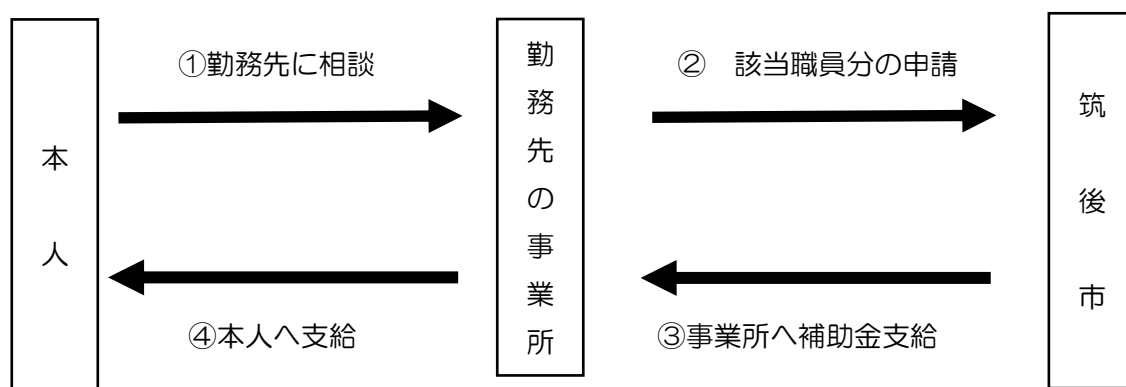
- ・口座振替依頼書（兼債権者登録依頼書）※登録済の場合は不要
- ・筑後市介護職員資格取得等支援補助金に係る誓約書（様式第4号）

（本人が申請する場合）

- ・申請書兼請求書（様式第2号）
- ・実績報告書（様式第3号）
- ・領収書の写し（補助対象研修の受講料、受験手数料、模擬試験費用）
- ・研修修了証の写し（研修講師）、
- ・介護福祉士登録証の写し（介護福祉士）
- ・介護支援専門員証の写し（介護支援専門員）
- ・筑後市介護職員資格取得等支援補助金に係る誓約書（様式第4号）

申請手続き

原則、勤務先の事業所を通じて申請してください。



- ①勤務先に相談：申請希望者は勤務先の事業所に相談してください。
- ②該当職員分の申請：事業所は該当職員分をまとめて市に申請してください。
- ③事業所への補助金支給：市は申請書類を確認後、事業所へ補助金を支給します。
- ④本人へ支給：事業所は本人に支給します。

※本人が事業所を通さずに請求される場合は、ご相談ください。

注意事項

- ・令和8年度以降の受講料等が対象（研修開始、支払いともにR8.4.1以降のもの）
- ・交付要件を満たした日から1年以内に申請
- ・入学金、収入印紙、交通費、振込手数料等は補助対象外
- ・教育訓練給付金等の給付を受けている場合、その残額の1/2を補助
- ・福岡県社会福祉協議会の貸付制度との併給は不可

その他

詳細については、筑後市公式ホームページ

筑後市介護人材確保事業 で検索！

https://www.city.chikugo.lg.jp/kenko/_6085/_31854/_32038.html

【問合せ】

筑後市役所 高齢者支援課

電話：0942-53-4115・FAX：0942-53-4119

E-mail：kourei-s207@city.chikugo.lg.jp

